

## 障害児福祉手当を申請する方へ

〔申請に必要なもの〕

- 1 障害児福祉手当認定請求書
- 2 障害児福祉手当所得状況届
- 3 印鑑 （認印で結構です。）
- 4 身体障害者手帳または療育手帳
- 5 手当の診断書  
（身体障害者手帳または身体障害者手帳申請時の診断書で認定が可能な場合は省略可能）
- 6 公的年金の証書  
（国民年金、厚生年金、遺族年金などの公的年金を受給している場合）
- 7 手当を振り込む通帳  
（受給資格者本人名義のもの）
- 8 年金が振り込まれている通帳  
（既に年金を受給している方で、昨年一年間の年金受給額を確認するために必要です。）
- 9 前住所地の所得証明 （1月1日以降に転入された方）

福祉課窓口にあります。  
申請時にご記入いただきます。

**【提出先】**  
小山市福祉課障がい福祉係  
電話 22-9624